



Client Alert

2021年 2月

For further information, please

Adeline Wong Partner

+603 2298 7880 Adeline.Wong@WongPartners.com

Krystal Ng

contact:

Partner +603 2298 7937 Krystal.Ng@WongPartners.com

日本語でのお問い合わせ Yoko Inoue(井上 洋子) +65 6434 2605 yoko.inoue@bakermckenzie.com マレーシア: 移転価格文書の提出を怠った場合のペナルティ

概略

2020 年マレーシア金融法は、移転価格に関して 1967 年マレーシア所得税法 (「ITA」)に幾つかの法改正を導入した。特に、ペナルティ条項が導入された。 2021 年 1 月 1 日より、マレーシア内国歳入庁(「MIRB」)の要求に応じ、移転価格文書(Transfer Pricing Documentation:「**TPD**」)の提出を怠った(該当する) 納税者は、RM20,000 から RM100,000 の範囲の罰金そして/または禁錮刑の対象となる。

これに基づき、MIRB は 2012 年移転価格指針を改訂し、納税者の TPD 提出の期間を 30 日から 14 日に短縮した。

主要な点

本ペナルティ条項の導入は、税務および移転価格の調査活動増加を背景に、 MIRB が採用した厳格な施行措置を明確化したものである。納税者は TPD 提 出期間の短縮を考慮の上、TPD の同時文書化の際には時間が重要な要素で あることに留意すべきである。

現在、既に TPD を作成している企業については、TPD が MIRB 要件に沿っているかと、調査の際に移転価格ポリシーが防御可能であるかどうか、内容の確認が賢明であろう。

詳細

ITA に対する移転価格関連の最近の改正

2021年1月1日以降のマレーシア移転価格制度に影響を与える改正は、以下 の通り:

MIRB の要求に応じた TPD の提出を怠った際のペナルティの導入(ITA のセクション 113B)(「TPD ペナルティ」)。この改正については、次のセクションで詳しく説明する。



- 内国歳入庁長官(「DGIR」)は、当該移転価格調整が追加納税を引き起こすかに関係なく、いかなる移転価格調整に対する 5%を超えないサーチャージを課す権限を与えられる条項を導入(ITA セクション 140A(3C))した。
- 独立企業原則に基づき、経済および商業の現実を踏まえ、DGIR が、管理された取引で採用された構造を差置き、調整可能となるよう、既存の権限を明文化する規定を追加(セクション 140A(3A)および 140A(3B))した。

TPD ペナルティの導入

納税者は、年次所得税申告と一緒に TPD を提出する必要はないが、MIRB の要求に応じて、TPD を提出する必要がある。TPD ペナルティの導入により、規定期間内に TPD の MIRB への提出を怠った納税者は、RM20,000 からRM100,000 の範囲の罰金および/または 6ヵ月を超えない禁固刑を科される可能性がある。要求された TPD の提出期間は、現在下記の通り:

2021年1月1日以前に 開始された移転価格調査 の場合、

MIRB の書面による要求通知日から30日以内

2021 年 1 月 1 日または それ以降に開始された移 転価格調査の場合、

MIRB の書面による要求通知日から 14 日以内

つまり、TPD ペナルティの導入は、納税者が評価年度の TPD を期限内に提出できなかっただけで、罰せられる可能性を考慮すると、MIRB が調査手続き全体を経ることなく、納税者にペナルティを科す権限を与えることが出来るという点が特に重要である。

いかに対応すべきか

TPD 提出を怠った場合のペナルティと移転価格調整に追徴金を課す権限の導入により、納税者は、移転価格調査活動の増加と会社間取引の監視の強化を想定する必要がある。これについて、TPD のない企業においては、会社間取引が TPD を必要とするかを検討すべきである。また、既存の移転価格ポリシーと文書を保持する企業は、調査と監視に十分耐えられるよう準備されたい。



www.wongpartners.com

Wong & Partners Level 21 The Gardens South Tower Mid Valley City Lingkaran Syed Putra 59200 Kuala Lumpur 私どもWong & Partners は、下記について戦略的アドバイスと支援を提供するエコノミストおよび税務弁護士による、移転価格に特化するチームを有し、下記を含むお手伝いをさせていただいております。

- 移転価格計画 持続可能な計画策定の支援
- TPD の準備と防御策 法律に準拠し、防衛策を講じた TPD の作成、更に
- 移転価格調査のサポート 調査時の貴社と貴社チームのサポート

私どもでお役に立てることがございましたら、何なりとご連絡ください。